

# 秦野南が丘ウェルシー自治会個人情報取扱細則

改定：令和 2 年(2020 年)3 月 7 日

制定：2019 年 4 月 6 日

## 第 1 条（目的）

本自治会が保有する個人情報の適切な取扱いと事業の円滑な運営を図るため、個人の権利利益を保護することを目的とする。

## 第 2 条（責務）

本会は個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）（以下、法という）等を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

## 第 3 条（周知）

個人情報取扱細則は総会資料への添付、または会員配布で毎年 1 回以上、会員に周知する。

## 第 4 条（個人情報の事項と取得）

本自治会が取得する個人情報とは、「自治会加入届」など、会長に提出された次の事項を記したものとする。

- ・氏名（家族、同居人を含む）
- ・住所・電話番号
- ・緊急時の支援の要否
- ・その他、必要とするもので同意を得た事項

## 第 5 条（利用）

取得した個人情報は、次の目的に沿った利用をおこなうものとする。

- (1) 会費請求、管理、その他文書の送付等
- (2) 自治会名簿の作成及び区域図の作成
- (3) 災害等の緊急時における支援活動

2 上記以外に利用する必要が生じた場合は本人の同意を得たうえで利用する。

## 第 6 条（管理者）

本会における個人情報の管理者は会長とし、その利用、管理、第三者へ提供する際の本人への同意、提供等の記録の保存、開示等の準備について、その責を負う。

## 第 7 条（秘密保持義務）

個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

## 第 8 条（提供先）

個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に特に必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合で本人の同意を得ると、その事務の遂行に支障をきたす恐れがあるとき

## 第 9 条（管理）

個人情報は、会長又は会長が指定する役員が保管するものとし、適正に管理するものとする。

- 2 不要となった個人情報は会長に報告の上で、適正かつ速やかに復元不可能な状態にして廃棄するものとする。

## 第 10 条（取扱者）

本会における個人情報の取扱者は、役員、管理組合の理事長、防火管理者、民生委員児童委員、要援護者を支援する者とします。

- 2 避難行動要支援者名簿については、行政の指導に従い、取扱者を自治会長および必要な手続きを行った役員のみとする。

## 第 11 条（第三者提供に係る記録の作成等）

取扱者は、個人情報を第三者（国・地方公共団体を除く）に提供したときは、法第 25 条に定める第三者提供に係る記録(様式 1 号)を作成し、提供日から 3 年間保存する。

#### 第 1 2 条 （第三者提供を受ける際の確認等）

取扱者は、第三者（国・地方公共団体を除く）から個人情報の提供を受けるに際しては、法第 2 6 条に定める第三者提供を受ける際の確認を行い、記録(様式 2 号)を作成し受領日から 3 年間保存する。

#### 第 1 3 条 （開示）

会員は、第 4 条の規定に基づき提供した会員本人の個人情報について個人情報管理者に対し開示を請求することができる。請求者は書類(様式 3 号)を作成し個人情報管理者に提出する。

- 2 個人情報管理者は、会員本人から会員本人の個人情報の開示について請求があったとき、法第 2 8 条第 2 項に該当する場合を除き、本人に開示する。

#### 第 1 4 条 （個人情報の訂正等）

会員は、第 4 条の規定に基づき提供した会員本人の個人情報について個人情報管理者に対し訂正等を求めることができる。請求者は書類(様式 3 号)を作成し個人情報管理者に提出する。

- 2 前項の請求があった場合、個人情報管理者は直ちに該当する個人情報の訂正等を行う。

#### 第 1 5 条 （漏えい発生時等の対応）

取扱者は、個人情報を漏えい、滅失、き損等の事案の発生又はその兆候を把握した場合は、管理者に書類(様式 3 号)を作成し連絡する。この場合において管理者は、事実及び原因の確認、被害拡大の防止、影響を受ける本人への連絡、再発防止等の対応を行うものとする。

#### 第 1 6 条 （開示請求及び苦情相談窓口）

本会における、開示請求及び苦情相談窓口は、会計監査役員とする。

以上